

令和4年4月20日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和4年第4回）議事録

1. 開催日時 令和4年4月20日（水曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」
3. 出席委員（22名）

1 番 齋 藤 誠	1 2 番 佐々木 純 一
2 番 畑 山 留美子	1 3 番 佐々木 知 榮
3 番 佐 藤 喜 勝	1 6 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	1 7 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	1 8 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	1 9 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	2 0 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	2 1 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	2 2 番 伊 藤 剛
1 0 番 佐 藤 順	2 3 番 吉 尾 麻 美
1 1 番 佐 藤 崇	2 4 番 佐 藤 系 悦
4. 欠席した委員（1名）
  - 1 4 番 加 藤 三 敏
5. 議事日程第1号 令和4年4月20日 午後2時40分 開会
  - 第 1. 議事録署名委員指名
  - 第 2. 会議書記任命
  - 第 3. 会期決定
  - 第 4. 報告第 2 号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について
  - 第 5. 議案第27号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件
  - 第 6. 議案第28号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件
  - 第 7. 議案第29号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件
  - 第 8. 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
  - 第 9. 議案第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件
  - 第10. 議案第32号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件（第3回総会保留分）
  - 第11. 議案第33号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件
  - 第12. 議案第34号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
  - 第13. 議案第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件
  - 第14. 議案第36号 利用状況調査の結果による非農地の判断について
  - 第15. 議案第37号 令和4年度最適化活動の目標について
6. 本日の会議に付した事件  
議事日程第1号のとおり

## 7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	小松貢治	農地班長	二見真之
主査	齋藤身子	班長(矢島庶務班)	松田英輝
主査(矢島庶務班)	石垣あゆみ	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
主事(由利庶務班)	阿部健大	主任(大内庶務班)	松永希
班長(東由利庶務班)	小松雄一	主事(東由利庶務班)	遠藤龍介
主査(西目庶務班)	佐藤慎	班長(鳥海庶務班)	植村励
主事(鳥海庶務班)	木内駿佑		

## 8. 総会議長

佐藤系悦

## 9. 議事録署名委員

6番 小野晃一

7番 大瀧浪雄

## 10. 会議の概要

### ○議長

これより令和4年4月1日公示招集されました令和4年第4回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数23名中22名であります。

14番・加藤三敏委員より欠席の届け出があります。

出席委員は、定足数に達しておりますので報告いたします。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、報告2号ならびに議案第27号から議案第37号までの計11件であります。

### ○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

### ○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、6番小野晃一委員、7番大瀧浪雄委員の両名を指名いたします。

### ○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

### ○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございません

か。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、報告第2号「農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(事務局次長による案件報告)

○議長

報告第2号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

ただいまより、転入、併任職員の紹介をいたしますので、暫時休憩いたします。

暫時休憩いたします

【職員紹介】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5、議案第27号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第27号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第27号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第28号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転許可取り消しの件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

申請内容については記載のとおりです。

譲渡人は譲受人の祖父にあたります。世帯内で相談し、祖父から孫へ生前贈与することとし

て申請し平成27年1月9日に許可を受けているところですが、その後、贈与税に関する認識誤りにより、贈与を実行しないまま、令和2年12月13日に譲渡人が死亡したことから、許可の取消しを願い出たものです。

なお、本案件は議案第29号の本荘2に関わる案件であり、許可取り消しが承認された際、当該農地も含めた所有権移転申請ということになります。

以上です。

○議長

議案第28号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、申請のとおり許可を取り消すことに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、申請のとおり許可を取り消すことに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第29号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。また本荘3、4について補足説明を行った。)

○議長

議案第29号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第30号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第30号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第30号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第31号「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第31号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第31号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第32号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件、第3回総会保留分」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。)

また、本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第32号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件へ

の支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第32号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第32号は秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第32号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第33号「農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できること、追認案件となるが悪質とは認められないことから申請を受理した。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第33号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第33号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第33号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第33号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第34号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第34号の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番佐藤秀孝委員。

○19番・佐藤秀孝委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第34号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第34号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。議案第34号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第13、議案第35号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う貸借権設定の件」を議題としますが、本議案の1番につきましてはA委員が関係する事案でありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定に基づき退席していただきます。

暫時休憩いたします

【A委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします

議案第35号1番につきまして、事務局より説明を求めます。



○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第35号1番の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、18番菅原文克委員。

○18番・菅原文克委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第35号1番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第35号1番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第35号1番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号1番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第35号2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる。

また、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第35号2番の説明が終わりました

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。  
調査員、9番小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第35号2番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第35号2番は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第35号2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第14、議案第36号「利用状況調査の結果による非農地の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、令和3年度の農地パトロールで、再生利用が困難と見込まれた農地で、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないと思われること、また令和4年2月開催の農地パトロール推進会議報告で、所有者より非農地判断をすることに、同意を得られたものが本案件である旨報告する。)

○議長

議案第36号の説明が終わりました。

現地調査報告につきましては、令和4年2月に開催した令和3年度第2回農地パトロール推進会議において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第36号の事務局説明につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第36号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第15、議案第37号「令和4年度最適化活動の目標について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

令和4年度最適化活動の目標の設定についてですが、資料1の2ページにありますように今年度の新規集積面積が189ha。また3ページにありますように新規参入の促進の目標として新規参加者に対する農地の提供の内諾を得る面積が91.7ha。最適化活動の活動目標として一人当たりの活動日数が一月あたり8日平均。活動強化月間の設定目標として8月遊休農地の解消、11月農地の集積、12月新規参入の促進。そして新規参入相談会への参加目標一回以上を、令和4年度由利本荘市農業委員会の目標として、秋田県農業会議に提出してよろしいかとお諮り願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

議案第37号の説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【21番・庄司和夫委員手を挙げる】

○議長

21番庄司和夫委員。

○21番・庄司和夫委員

庄司です。先日、総務委員会を開いて色々話し合いましたが、最適化活動の目標の設定については国からの指導でやりなさいということですので、その通りに目標に向かってやっていくということです。結果は来年分かることとなりますけれども、その時点で出た結果で判断して、改めて問題点を追及していけばいいのではないかと、ということでご理解いただきたいと存じます。

○議長

意見ありがとうございます。

他に、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます

お諮りいたします。議案第37号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 4 0 分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長            佐 藤 系 悦

議事録署名委員        小 野 晃 一

議事録署名委員        大 瀧 浪 雄